

(別添)

兼務講習教材の要素

- ・ 兼務講習を実施するに当たり、科目毎に最低限盛り込んでほしい内容を記載したものである。
- ・ 教材の作成や講義をするに当たっては、順序を入れ替えたり、重複している内容を一度に解説したりしても差し支えない。
- ・ その他、各講習機関が必要と考える要素について、教材や講義に適宜追加いただきたい。

法令略称

法：海上運送法

施行規則：海上運送法施行規則

省令：海上運送法に基づく安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証に関する省令

通達：安全統括管理者及び運航管理者の選任等の運用方法について

改正法：海上運送法等の一部を改正する法律（令和5年法律第24号）

兼務告示：運航管理者を船舶に乗り組ませるために運航管理者及び陸上従業者に受講させなければならない講習に関する告示

掲示する条項は原則として他の条項で準用する場合も含むものとする。

各法令は令和8年4月1日時点のものとする。

運航管理者兼務講習

Ⅰ 船舶の安全の確保に関する科目

海上運送法の概要

- ・ 安全管理規程の概要（兼務する場合の記載も含む。）

法第10条の3

※自社で定めた安全管理規程の内容を守ることが重要

- ・ 安全統括管理者、運航管理者

法第10条の4から第10条の8

施行規則第7条の6から第7条の10

通達第4，第5

- ・ 兼務の原則禁止と例外規定

法第10条の7

施行規則第7条の11、第21条の5

通達第7

- ・ 資格者証制度

（陸上従業者としての経験 1 年で小型船舶運航管理者資格者証に必要な実務要件を満たす。運航管理者は外部委託してもよいことは記述。）

法第 32 条の 3 から第 32 条の 5、法第 32 条の 7 から第 32 条の 9

省令第 3 条、第 15 条

通達第 2、第 3、第 8

- ・ 罰則規定

法第 50 条第 6 号（安全管理規程に関する違反）

- ・ 地方運輸局等への申請について

施行規則第 7 条の 11、第 21 条の 5 等通達第 6、第 7、兼務告示第 23 条から第 26 条

□ 船舶の運航に関する科目

兼務する場合の運航管理者の特殊業務

- ・ 運航管理者の責務

運航管理者は、運航中に常時連絡を取ることができる陸上従業者を配置した上で、船舶に乗り組む場合であっても、運航管理者としての全ての職務に責任を負う。

- ・ 陸上従業者への教育・指導

- A) 運航管理者は、陸上従業者が適切に運航基準に定められた無線等の連絡設備を使えることを事前に確認しなければならない。
- B) 運航管理者は、陸上従業者が安全管理規程に基づく陸上従事者自身の業務を理解していることを確認しなければならない。
- C) 運航管理者は、陸上従業者が 1 年以上務める予定の場合には、陸上従業者が運航管理者に移行できるように、適切に引継ぎをしなければならない。
※陸上従業者として 1 年以上経験を積んだ場合には、運航管理者資格者証を取得するための経験要件を満たすため、運航管理者資格者証試験に合格すれば資格を取得することができる。法令上、陸上従業者が運航管理者にならないければならない規定はないが、海上運送法上、船舶に乗り組んだ者が運航管理者として職務に当たることを原則禁止する規定があるため、陸上従業者が資格者証を取得し、運航管理者としての業務が陸上で行われるよう努めるのが望ましい。

- ・ 陸上従業者の勤務体制

運航管理者が船舶に乗り組む際には、陸上従業者は営業所で運航管理者と常時連絡を撮ることができる体制でなければならない。

- ・ 陸上従業者の業務の明確化

運航管理者は、予め陸上従業者が行う業務を明確にする必要がある。

- A) 船舶の運航中における船長等との連絡
 - ・ 台風等の荒天時において船長からの求めがある場合を含め必要な時における、気象・海象情報、陸上施設の状況、官公庁の発する運航に関する情報その他航行の安全の確保のために必要な事項の把握と情報提供

- ・避港や錨泊による運航中止の措置に関する助言等の適切な援助
 - ・船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとった際の、安全統括管理者への連絡
- B) 船舶の運航中に、緊急時が発生した場合における陸上での対応業務
※詳細は陸上従業者兼務講習の部分で記述
- C) 船舶の運航中に、船長から臨時寄港する旨の連絡を受けた際の、当該寄港地における使用岸壁の手配等の援助

・陸上従業者への報告事項

船舶に乗り組んでいる運航管理者は、以下の事項を陸上従業者に報告をするものとする。

- A) 運航基準に定める定点連絡地点を通過したときは、通過地点名、通過時刻その他運航管理に必要と認める事項
- B) 運航基準に定める入港連絡時期となったときは、入港予定時刻その他援助が必要な事項
- C) 発航又は着岸したときは、その時刻
- D) 事故処理基準に定める事故が発生したときは、発生時刻及び事故の概要
- E) 陸上従業者により連絡のあった情報が実際と異なるときはその状況
- F) 船舶の航行に危険を及ぼすおそれがあると判断したときは、その時刻及び予定する措置の概要

※陸上従業者は、A)~C)の連絡がないときは、自ら運航管理者に連絡し、その事実関係を把握しなければならない。

・陸上従業者からの報告事項

船舶に乗り組んでいる運航管理者は、以下の事項を陸上従業者から報告を受けるものとする。

- A) 航行する海域の気象・海象・水象に関する情報（運航基準で定める地点の計測結果を含む）
- B) 担当船舶の航海に影響を及ぼすおそれがある特殊な事象が発生した場合はその状況
- C) 使用できない陸上施設が発生した場合はその状況及び対応措置
- D) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報

・運航可否の判断の方法

- A) 陸上従業者からの情報や助言を基に、運航基準にそって適切に判断しなければならない。

・運航管理を船舶で行う際の注意点

無資格の陸上従業者が運航管理者に代わって業務の一部（連絡等）を行うことを踏まえ、以下に万全の注意を払う。

- A) 運航管理者が船舶に乗り組んでいる状況においても、船舶の事故・災害の発生又は発生のおそれを常時把握し、海上保安官署等への連絡をすることができる体制を構築しなければならない。
- B) 船舶に乗り組んでいないときは、通常の運航管理者としての職務を確実に遂行しなければならない。

- ・ 緊急時の対応

船舶に乗り組んでいる運航管理者は、自船に事故・災害等が発生した時は、海上保安官署等への救助要請、遭難通信（遭難信号）又は緊急通信など必要な措置を講じるとともに、速やかに、陸上従業者に連絡しなければならない。この場合において、船舶に乗り組んでいる運航管理者は、船長・船員としての業務を優先し、緊急時の運航管理者の業務は陸上従業者が適切に行う必要がある。

- A) 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- B) 負傷者に対する早急な救護
- C) 連絡方法の確立（船内及び船外）
- D) 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- E) 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施
- F) 不法行為の場合は、不法行為者の隔離又は監視、説得

等

ハ 輸送の安全に係る近年の動向に関する科目

（令和 4 年知床遊覧船事故及び令和 5 年海上運送法等法改正）

- ・ 知床遊覧船事故の原因（安全統括管理者、運航管理者の運用中心）

運輸安全委員会の報告書、知床遊覧船事故対策検討委員会の資料等を参考に記述。

- ・ 改正法概要（安全統括管理者、運航管理者に係る制度中心）

海事局 HP や知床遊覧船事故対策検討委員会の資料等を参考に記述。

等

陸上従業者兼務講習

イ 船舶の安全の確保に関する科目

海上運送法の概要 ※運航管理者兼務講習と共通

- ・安全管理規程の概要
- ・安全統括管理者、運航管理者
- ・兼務の原則禁止と例外規定
- ・資格者証制度
- ・罰則規定
- ・地方運輸局等への申請について

ロ 船舶の運航に関する科目

陸上従業者の業務（陸と船の連絡方法について）

- ・陸と船の連絡設備等の職務を行う上で必要な設備や基礎知識

陸上従業者として業務を行う前に、適切に運航基準に定められた無線等の連絡設備を使えることを確認しなければならない。

陸上従業者は、事前に安全管理規程を確認し、自身の業務内容を把握しなければならない。

- ・運航管理者への報告事項

陸上従業者は、以下の事項を船舶に乗り組んでいる運航管理者に報告をしなければならない。

- A) 航行する海域の気象・海象・水象に関する情報（運航基準で定める地点の計測結果を含む）
- B) 担当船舶の航海に影響を及ぼすおそれがある特殊な事象が発生した場合はその状況
- C) 使用できない陸上施設が発生した場合はその状況及び対応措置
- D) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報

入港連絡を受けた陸上従業者は、船長に次の事項を連絡するものとする。

- A) 着岸岸壁の使用船舶の有無
- B) 着岸岸壁付近の停泊船舶の状況
- C) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪（風浪、うねりの方向、波高）及び潮流（流向、流速）
- D) その他操船上の参考となる事項

- ・運航管理者からの報告事項

陸上従業者は、以下の事項を船舶に乗り組んでいる運航管理者から報告を受けるものとする。

- A) 運航基準に定める定点連絡地点を通過したときは、通過地点名、通過時刻その他運航管理に必要と認める事項
- B) 運航基準に定める入港連絡時期となったときは、入港予定時刻その他援助が必要な事項

- C) 発航又は着岸したときは、その時刻
- D) 事故処理基準に定める事故が発生したときは、発生時刻及び事故の概要
- E) 陸上従業者により連絡のあった情報が実際と異なるときはその状況
- F) 船舶の航行に危険を及ぼすおそれがあると判断したときは、その時刻及び予定する措置の概要

※陸上従業者は、A)~C)の連絡がないときは、自ら運航管理者に連絡し、その事実関係を把握しなければならない。

・ 気象・海象、その他行政機関からの情報の取得方法

情報を運航基準に定める方法により取得する必要がある。

行政機関としては、海上保安庁が「海の安全情報」 (<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/>) により、気象・海象その他海上安全情報を提供している他、民間サービス等により情報を取得する。

・ 運航可否の判断の方法

運航可否判断の基準について把握し、航行中止条件となった場合又は航行中止条件になるおそれを把握した場合には、運航管理者に航行の停止を助言する。

・ 関係行政機関の概要

A) 地方運輸局等

地方運輸局は、国土交通省の地方機関で、全国を 9 つの地域に分けて設置されており（北海道、東北、関東、北陸信越、中部、近畿、中国、四国、九州）、神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を合わせ、それぞれの地域で、鉄道・自動車・船舶などの交通に関する安全管理や事業の許認可、監査などを行っている。特に海事分野では、旅客船や貨物船の運航に関する許認可、船舶の検査、船員の労務管理などを担当しており、運輸支局や海事事務所などの出先機関を通じて、地域に密着した業務を展開している。非常時等には、非常連絡表に従い、その地域を所管する官署へ連絡を行う。

B) 海上保安庁（海洋）

海上保安庁は、海の安全と治安を守るための国の機関である。海難事故の救助、不審船の対応、密漁・密輸の取り締まり、海洋環境の保護などを行っている。海上での緊急事態が発生した場合は、「118 番」に電話することで、海上保安庁の司令センターに直接通報できます。通報内容には「いつ」「どこで」「何が起きたか」を簡潔に伝えることが重要である。

C) 警察、消防（河川、湖）

河川や湖での事件・事故は、警察と消防が担当するため、救助等が必要な場合には、警察（110 番）もしくは消防（119 番）に通報する。通報時には、同様に「いつ」「どこで」「何が起きたか」を簡潔に伝えることが重要である。

・ 緊急時の対応

船舶に乗り組んでいる運航管理者は、船長・船員としての業務を優先しなければならないため、緊急時の運航管理者の業務は陸上従業者が適切に行う必要がある。

A) 海上保安官署への救助要請及び関係各所への連絡

陸上従業者は、担当船舶の事故・災害等の発生又は発生のおそれを把握したときは、安全統括管理者（安全統括管理者が船舶に乗り組んでいる場合には経営の責任者も含む。）、海上保安官署等、所轄地方運輸局その他必要な者に連絡しなければならない。

- ① 船名
- ② 日時
- ③ 場所
- ④ 事故等の種類
- ⑤ 死傷者の有無
- ⑥ 救助の要否
- ⑦ 当時の気象・海象・水象
- B) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
船舶に乗り組んでいる運航管理者及び陸上従業者は、事故の処理後関係海上保安官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めること。
- C) 行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配
- D) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- E) 船長・運航管理者に対する必要事項の連絡及び助言
- F) 医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための措置
陸上従業者は、船舶から医療救護の要請を受けた場合は、事故処理基準別表「医療機関連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。
- G) 旅客の氏名の確認及びその連絡先への通知

ハ 輸送の安全に係る近年の動向に関する科目

令和4年知床遊覧船事故及び令和5年海上運送法等法改正※運航管理者兼務講習と共通

- ・ 知床遊覧船事故の原因（安全統括管理者、運航管理者の運用中心）
- ・ 改正法概要（安全統括管理者、運航管理者に係る制度中心）

等